

議案第 55 号

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和 54 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

茨城県信用保証協会における市町村中小企業金融制度要項の改正を踏まえ、条例に基づいて市があっせんする振興金融・自治金融の保証期間の最長限度を延長することにより、中小企業の金融の円滑化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和 5 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(融資保証期間の最長限度) 第 8 条 この条例によって <u>あつ旋する融資の保証期間</u> の最長限度は、 <u>10 年</u> とする。	(融資保証あつ旋の期間の最長限度) 第 8 条 この条例によって <u>融資保証をあつ旋する期間</u> の最長限度は、 <u>7 年</u> とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われるあつ旋の申込みについて適用し、同日前に行われたあつ旋の申込みについては、なお従前の例による。